

仕 様 書

1. 件名

令和2年度住民税課税及び償却資産異動データに関する入力等業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3. 業務内容

住民税課税及び固定資産税の償却資産課税業務に関する申告書等の入力を行い、電子データ化を行う。

○住民税課税に関するデータ入力業務（給与分）

| | |
|----------------|----------|
| ・給与支払報告書のデータ入力 | 35,000 件 |
| ・総括表のデータ入力 | 4,500 件 |
| ・ヘッドカードのデータ入力 | 150 件 |
| ・データ作成処理 | 5 回 |
| ・データのデリバリ | 6 回 |

○住民税課税に関するデータ入力業務（申告分）

| | |
|---------------------|---------|
| ・確定申告書・住民税申告書のデータ入力 | 8,000 件 |
| ・データ作成処理 | 2 回 |
| ・データのデリバリ | 3 回 |

○住民税課税に関するデータ入力業務（寄付金特例通知書分）

| | |
|-----------------------|-------|
| ・寄付金特例通知書のデータ入力 | 100 件 |
| ・データ作成処理 | 1 回 |
| ・データのデリバリ（給与支払報告書と同時） | (2 回) |

○償却資産異動データ作成業務

| | |
|------------------------|---------|
| ・種類別明細（増加資産・全資産）のデータ入力 | 6,000 件 |
| ・種類別明細（減少資産）のデータ入力 | 3,000 件 |
| ・償却資産申告のデータ入力 | 3,000 件 |
| ・データ作成処理 | 2 回 |
| ・データのデリバリ（給与支払報告書と同時） | (2 回) |

4. 委託日程

「平成31年度（令和2年度課税分）パンチ委託日程」のとおり
（現在の予定であり、契約締結後の協議により変更もあり得る。）

5. 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「3. 業務内容」で示した全帳票の合計額とする。
また、あわせて入札内訳書も提出すること。

6. 契約

契約は、「5. 入札書に記載する金額」の入札内訳書に示した1件あたりの単価をもって単価契約とする。

7. 支払

支払額は、以下のとおり算出する。

- (1) 契約単価に作業実績を乗ずる。乗じた結果に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てること。
- (2) 各作業分を足しあわせ合計額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てること。
- (3) 全てのデータの納品が終わった後に上記を一括して請求すること。

8. 帳票の引き渡し、返却及びパンチデータの納品について

(1) 帳票の引き渡し

帳票の引き渡しは、伊賀市役所 2階 課税課にて行う。帳票はケースに格納し、施錠のうえ運搬すること。なお、ケースは事業者が用意する。

(2) 帳票の返却

帳票の返却は、次に記載するパンチデータの納品とあわせて行うこと。

(3) パンチデータの納品

ア 伊賀市役所 2階 課税課に事業者が直接納品する。パンチデータを格納した媒体は、ケースに格納し、施錠のうえ運搬すること。なお、ケースは事業者が用意する。

イ パンチデータは「USB」に記録し納品すること。この「USB」は伊賀市が用意する。また、あわせて納品書を提出すること。

9. パンチデータ・帳票等仕様

別紙のとおり

(添付資料は昨年のものであるため、様式等に変更があった場合は、契約締結後に協議により変更する。)

10. ファイル仕様

A 帳票種類ごとにファイルを作成すること。

B 文字コードは、「SJIS」とし、ファイル名は「.CSV」で返却すること。

1 1. 打合せ

帳票レイアウト、引き渡し、納品及びスケジュール等の詳細を決定するために住民税分、固定資産税分それぞれ最低 1 回は、事業者と伊賀市との間で打合せを実施すること。

また、その他必要と認められたときは随時打合せを行うこと。

1 2. テスト

正確な課税を行うため、実帳票でのパンチデータ作成を行う前に、伊賀市が用意するサンプル帳票を用いてパンチデータ作成のテストを行うこと。

概要は以下のとおり。

- (1) 帳票種別ごとに各 10 件程度、サンプル帳票を伊賀市が用意する。
- (2) サンプル帳票のパンチデータを伊賀市に納品した後、伊賀市で取り込みの可否の確認を行う。
- (3) (2) の取り込み結果に不備がある場合、修正の後、不備のあった帳票種別のみ再テストを行う。

上記の (1) から (3) については、1 月中旬までに行う予定であるが、詳細なテストの方法及びスケジュールは、契約締結後の協議において決定する。

1 3. 個人情報の適正管理

- (1) 業務の実施にあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を遵守すること。
- (2) 事業者は、帳票、データ等の運搬、保管等に際して、破損、盗難、又は紛失等が起こらないよう必要な措置を講じること。また、業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。
- (3) 個人情報を本市の承認なく委託場所から持ち出すことを禁止する。
- (4) 個人情報の取り扱いについて、受託者は従業者を監督・教育し、契約内容の遵守状況について報告すること。
- (5) 特定個人情報に関する取扱は「特定個人情報取扱特記事項」に従うこと。
- (6) 委託者において必要があると認めるときは受託者に対して、実地の監査、調査等を行うことができる。
- (7) 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除、または電子媒体等を廃棄し、その記録を保存するとともにその証明書等を提出すること。

1 4. 特定個人情報取扱いに関する要件

本業務の実施に伴い、以下の要件を遵守できること。

- (1) 過去 3 年に同様の業務の履行実績が複数あること。
- (2) 特定個人情報等を取扱う区域が適切に管理されていること。
- (3) 特定個人情報等の保護に関する教育がなされていること。

15. その他

(1) 各種帳票レイアウト及びパンチ項目について

各種帳票レイアウト及びパンチ項目について、制度改正等を受けて変更する可能性がある。パンチ項目変更に伴う単価の変更は認めない。

(2) パンチ件数について

パンチ件数については、前回実績を元に作成したものであり、帳票の提出状況等により変更される可能性がある。3の業務内容に記載した件数は、パンチ件数を保障するものではない。

(3) 帳票等の疑義について

パンチ項目に疑義（文字不鮮明等）が存在した場合は、市役所に疑義のある項目が明確に伝わるように対応すること。

その他の疑義が生じた場合は、伊賀市に連絡し判断を仰ぐこと。

(4) その他

ア パンチデータ作成では、データに誤りがないかを検査すること。また、記憶媒体に正常にデータが書き込まれたか、正常に読み出せるかを検証すること。

イ 事業者は、伊賀市職員からの求めに応じ、伊賀市職員に身分証を提示すること。

16. データを格納するソフト名

「COKAS-R/ADII」（NEC製）

17. 留意事項

伊賀市個人情報保護条例を遵守すること。

18. 協議事項

上記以外の疑義等があった場合は、委託者・受託者による協議のうえ決定する。

特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、特定個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(持出しの禁止)

第3 受託者は、特定個人情報を受託者の事業所内の管理区域または取扱区域の外に持ち出してはならない。

(安全管理)

第4 受託者は、関係する法令、例規等の規定に従い、この契約による業務に係る特定個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報取扱担当者の選任及び監督・教育)

第5 受託者は、その従事者の中から特定個人情報取扱担当者（以下「担当者」という。）を選任するものとし、担当者以外に特定個人情報の取扱いをさせてはならない。

2 受託者は、担当者を監督するとともに、担当者に対して必要な教育及び訓練を行うものとする。

(収集の制限)

第6 受託者はこの契約による業務を処理するために特定個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示または承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た特定個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、または第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第8 受託者は、委託者の指示または承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から貸与された特定個人情報記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するための特定個人情報を自ら取り扱うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。その者が更に再委託をする場合も同様とする。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から貸与され、または受託者が収集し、若しくは作成した特定個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。また、複写、複製、加工したものも保持してはならない。ただし、委託者が別に指示したときはその方法によるものとする。

(実地調査等)

第11 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行にあたり取り扱う特定個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。また、必要事項の報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。委託契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(受託者の責任)

第13 受託者は、その支配が可能な範囲内において、情報漏えい事案等に対する責任を負う。再委託等の場合も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 委託者は、受託者がこの特定個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注) 委託者は伊賀市をいう。